【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品会員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の二の三**　法第百条の十七第一項に規定する金融商品会員制法人の解散及び清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百九十二条第一項 | 第四百七十五条各号 | 金融商品取引法第百条の十七第一項において準用する第六百四十四条各号（第三号を除く。） |
| 第六百六十三条及び第六百六十四条 | 社員 | 会員 |

２　法第百条の十七第二項に規定する金融商品会員制法人の清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百六十八条第一項 | 本店 | 主たる事務所 |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品会員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の二の三**　法第百条の十七第一項に規定する金融商品会員制法人の解散及び清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百九十二条第一項 | 第四百七十五条各号 | 金融商品取引法第百条の十七第一項において準用する第六百四十四条各号（第三号を除く。） |
| 第六百六十三条及び第六百六十四条 | 社員 | 会員 |

２　法第百条の十七第二項に規定する金融商品会員制法人の清算について、同項において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第八百六十八条第一項 | 本店 | 主たる事務所 |

（改正前）

（証券会員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の二の三**　法第百条の七第一項に規定する証券会員制法人の解散及び清算について、同項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百九十二条第一項 | 第四百七十五条各号 | 第六百四十四条各号（第三号を除く。） |
| （新設） | （新設） | （新設） |

（２　新設）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（証券会員制法人の解散及び清算について準用する会社法の規定の読替え）

**第十九条の二の三**　法第百条の七第一項に規定する証券会員制法人の解散及び清算について、同項の規定において会社法の規定を準用する場合における同項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える会社法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第四百九十二条第一項 | 第四百七十五条各号 | 第六百四十四条各号（第三号を除く。） |

（改正前）

（新設）